

## まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

住み慣れた地域で、共に支え合いながら、生き生きと日常生活を過ごすため、地域全体で健康づくりや福祉の課題に取り組んでいくことが大切です。

そのため、複雑化した地域生活課題を解決し、支援が必要な人に対して必要な支援が届くように、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、市民、団体、事業者がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、行政と連携・協働した包括的な支援体制を整備することで、「**いつまでも健やかに暮らせるまち**」を目指します。

また、高齢者が地域の中で元気に活躍できる機会づくりや仕組みづくりを進めるとともに、生涯を通じた健康づくり等を進めていきます。さらに、障がいのある人や、様々な問題を抱え孤立しがちな人、生活に困窮している人等が地域の中で生き生きと生活できるよう、生活の安定や自立、就労等に対する課題について、きめ細かなサービスの提供等、市民、団体、事業者、関係機関、行政が一体となって取り組んでいきます。

### 1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

---

### 2 安心して暮らせる安全なまち

---

### 3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

---

### 4 子どもがのびのびと育つまち

---

### 5 いつまでも健やかに暮らせるまち

---

### 6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

---

### 7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

---

### 8 持続可能な自治体経営

---

**施策5-① 地域共生社会づくりの推進**

- 方向性1 地域で支え合う仕組みづくり
- 方向性2 分野横断的な相談支援体制の構築
- 方向性3 多職種連携による包括的な支援
- 方向性4 社会参加・生きがいつくりの推進

**施策5-② 健康づくりの推進**

- 方向性1 健康意識の向上と支援
- 方向性2 心の健康づくり
- 方向性3 地域医療体制の充実
- 方向性4 疾病予防対策の充実

**施策5-③ 高齢者への支援**

- 方向性1 支え合い体制の構築
- 方向性2 地域で暮らすための生活支援
- 方向性3 介護予防・生きがいつくり
- 方向性4 地域におけるアクティブシニアの活躍の推進

**施策5-④ 障がい者への支援**

- 方向性1 地域で暮らし続けるための環境整備
- 方向性2 複合的な課題に対応できる相談体制の強化
- 方向性3 社会参加・就労の促進

**施策5-⑤ 生活困窮者への支援**

- 方向性1 相談・支援体制の充実
- 方向性2 適性に応じた就労・自立への支援
- 方向性3 子どもの貧困の連鎖の防止

## 施策5－① 地域共生社会づくりの推進

### 目指す姿

ソーシャルインクルージョン<sup>※1</sup>の考え方に基づき、多様な団体や関係機関等が地域の中で互いに支え合い、地域をともに創っていく地域共生社会<sup>※2</sup>の構築が進んでいます。

### 施策体系

#### 5 いつまでも健やかに暮らせるまち

#### 施策5－① 地域共生社会づくりの推進

- 方向性1 地域で支え合う仕組みづくり
- 方向性2 分野横断的な相談支援体制の構築
- 方向性3 多職種連携による包括的な支援
- 方向性4 社会参加・生きがいの推進

### 施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	福祉のまちづくり委員会の設置数(地区)	日常生活圏域 <sup>※3</sup> (3圏域)における福祉のまちづくり委員会の設置地区数	0	3
2	コミュニティソーシャルワーカー <sup>※4</sup> の配置数(地区)	日常生活圏域(3圏域)におけるコミュニティソーシャルワーカーの配置地区数	1	3
3	地域活動に参加している市民の割合(%)	◆市民アンケート	31.5	36.0

## ■ 施策の現状と課題

- 核家族世帯の増加とともに、ひとり親世帯や単身世帯等、家族形態が多様化してきている一方、地域住民同士のつながりによる日常的な支え合いや見守り等の機能が低下してきていることから、社会からの孤立や生活困窮、生きづらさを背景とした不安やひきこもり、8050問題<sup>※5</sup>等の多様かつ複合的な地域生活課題への対応が求められています。地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互に支え合うことを通じて、多様性を認め合い、子どもから高齢者まで、障がいの有無によらず誰もが安心して生きがいをもってともに暮らせる地域共生社会の構築を進めていく必要があります。
- 増加・多様化する相談ニーズに円滑に対応するため、多職種連携を基盤とした相談機能の充実を図る必要があります。また、複合的な課題や地域課題の解決力の向上を図るため、相談支援包括推進員やコミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会等に配置していますが、難病を抱える人や高齢者、障がい者、外国人等の支援を必要としている人や制度の谷間にある人も含めて全ての人々が相談できる包括的な支援体制の更なる構築を進めていく必要があります。
- 地域福祉の担い手となる人材の確保及び育成を行うため、各種講座等を開催していますが、地域における支え合いを進めるためには、地域にいる人材を発掘し、活動につなげていく必要があります。また、民生委員・児童委員の欠員については、改善の方向に向かってはいますが、成り手不足は依然として続いており、民生委員・児童委員の確保のため、支援体制等を検討する必要があります。
- 地域活動への参加の低下や既存の地域コミュニティにおけるメンバーの固定化・高齢化等が進んでいます。全ての人々が住み慣れた地域で安心して生活し社会に参加していけるよう、多様化するニーズに応える環境の整備が求められています。また、社会参加に関心の低い人に働きかけを行うため、適切な情報発信や地域で活動できる場の確保についても検討する必要があります。

施策の方向性

★方向性1 地域で支え合う仕組みづくり

- 地域における重層的なセーフティネットを確保するため、地域住民同士のケア等、多様な主体が互いに協力し、支援を必要とする人が地域社会の中で必要な支援が受けられる仕組みの構築を図ります。また、ボランティア人材等の地域福祉の担い手の発掘・育成を支援していくとともに、活動が過重な負担とならずに、継続して行うことができるよう必要な支援を図ることで人材の確保を図ります。

★方向性2 分野横断的な相談支援体制の構築

- 生きづらさを背景とした不安やひきこもり、障がい、高齢、貧困等の福祉や保健医療に関する課題のみならず、住まい、就労、教育、防災・防犯に関する課題等を含めた日常生活における多様かつ複合的な課題を日常生活圏域で丸ごと受け止め、関係機関と連絡調整を図りながら、市民の暮らしを支援できるアウトリーチ<sup>※6</sup>による支援を含めた相談体制の構築を図ります。

★方向性3 多職種連携による包括的な支援

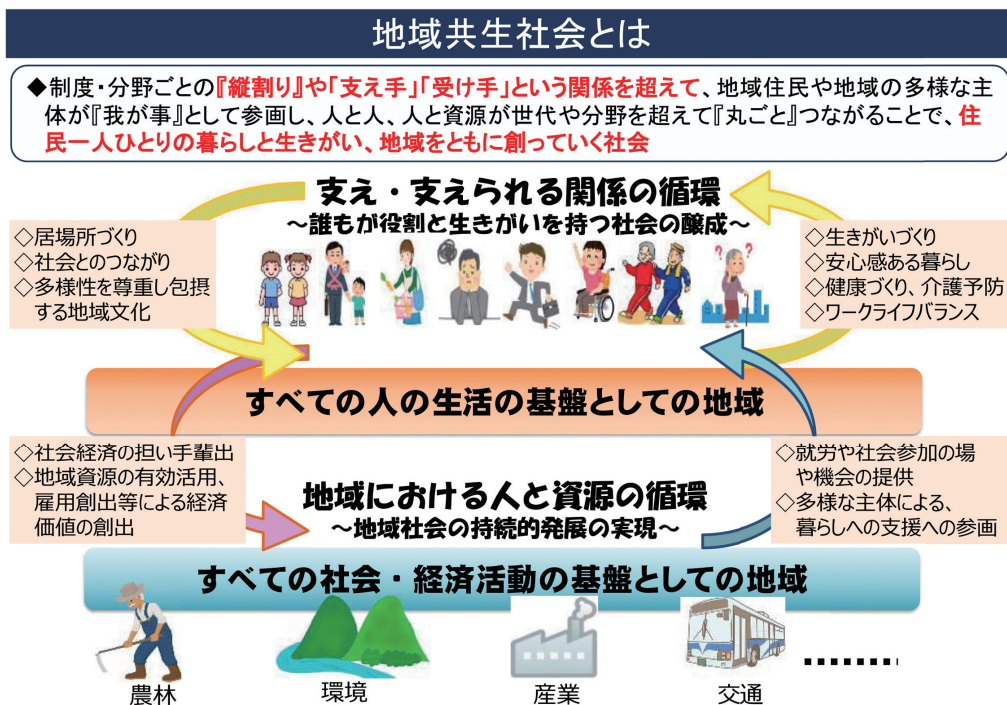
- 支援を必要とする人が抱える多様かつ複合的な地域生活課題について、地域団体や医療・福祉等の分野を超えた多職種による連携により、高齢者や障がい者、子どもや若者等全ての人々がライフステージやそれぞれの状況に応じて伴走的な視点<sup>※7</sup>による支援が受けられ、権利が守られる等、包括的な支援サービスの提供を図ります。

まちの姿5

いつまでも健やかに暮らせるまち

①

地域共生社会づくりの推進



地域共生社会の概要(厚生労働省資料抜粋)

## ★方向性4 社会参加・生きがいつくりの推進

- 高齢者や障がい者、子どもや若者等全ての人が生涯にわたり、地域の中で自分らしく生きがいをもって生活ができるよう、ユニバーサルデザイン<sup>※8</sup>への配慮も含めた外出支援や地域における居場所づくり、多様な分野の活動への参加を通じたそれぞれが活躍できる場づくりを推進します。また、そのために必要な周知や意識の啓発等も推進します。

### 【用語解説】

- ※1 ソーシャルインクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。
- ※2 地域共生社会：全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会のこと。
- ※3 日常生活圏域：市町村介護保険計画において、地理的条件や人口、交通事情等を勘案して定める区域のこと。国ではおおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域としており、市では、あいとぴあエリア・こまえ苑エリア・こまえ正吉苑エリアの3つを設定しています。
- ※4 コミュニティソーシャルワーカー：①個別支援、②小地域での生活支援の仕組みづくり、③小地域では解決できない課題を解決していく仕組みづくりという3つの役割を担い、一定の小地域圏域にアウトリーチして、市民と協働して問題解決に取り組む地域のコーディネーターのこと。
- ※5 8050問題：80歳代の親が50歳代のひきこもりの子の生活を支えていることで、その親が高齢となり認知症等になった場合に、収入が途絶えたり病気や介護がのしかかり、外部との接触がないため家庭が孤立し、困窮するケースのこと。
- ※6 アウトリーチ：支援が必要な状況にありながら、自分からSOSを発信できない人を把握し、必要に応じて支援機関につなげることを目的として、福祉関係者等が地域に赴き、戸別訪問等を行う支援のこと。
- ※7 伴走型支援：福祉の専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目的とするアプローチ」、「つながり続けることを目的とするアプローチ」に大別できるが、このうち伴走型支援は「つながり続けることを目的とするアプローチ」のこと。
- ※8 ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインは、障がいのある人を特別に対象にするのではなく、全ての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインを目指すこと。

### ■関連する主な個別計画

計画名	計画期間
あいとぴあレインボープラン(狛江市第4次地域福祉計画)	平成30～令和5年度

## 施策5-② 健康づくりの推進

### 目指す姿

人生100年時代を見据え、子どもから高齢者まで全ての人が自分らしくライフステージに応じた健康づくりに取り組み、いきいきと暮らしています。

### 施策体系

#### 5 いつまでも健やかに暮らせるまち

#### 施策5-② 健康づくりの推進

- 方向性1 健康意識の向上と支援
- 方向性2 心の健康づくり
- 方向性3 地域医療体制の充実
- 方向性4 疾病予防対策の充実

### 施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	健康づくりに取り組んでいる市民の割合(%)	◆市民アンケート	65.8	69.0
2	自殺死亡率(%)	自殺死亡者数/人口×10万人	14.7	9.7
3	国民健康保険特定健康診査受診率(%)	国民健康保険特定健康診査の受診率	50.8	60

※施策指標2は、暦年(1月～12月)での集計(現状値:平成30(2018)年、目標値:令和6(2024)年)になります。

## ■ 施策の現状と課題

- 自らの健康への関心や健康づくりへの意識が社会的に高まってきており、平均寿命の延伸とともに健康寿命の延伸にも取り組んでいくことが求められています。健康づくりを支援するため、民間企業等と連携して各種講座やイベント等を開催し、その後の継続的な支援につなげる取組として、健康ポイント制度等を実施しています。市民の健康寿命の延伸を図るためには、更なる取組や健康への関心が低い層に対して関心を持つきっかけづくりを行っていく必要があります。また、食生活やライフスタイルの多様化等により、20～30歳代を中心に食生活習慣が乱れる傾向にあり、生活習慣病を予防するためにも、若いうちから健全な食生活に取り組むための支援が必要です。そのためには、食に関心を持ってもらうための情報発信や地域ぐるみでの取組が求められます。
- 平成28(2016)年度に、「自殺対策基本法」が一部改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されること等が基本理念として追加されています。平成31(2019)年度には、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため、「狛江市自殺対策計画」を策定し、今後は本計画に沿って取組を進めていく必要があるとともに、心の健康づくりにもつなげていく必要があります。
- 市民アンケートによると、かかりつけ医がいる市民の割合は平成31(2019)年4月1日現在70.9%となっています。地域における医療体制の充実のために、初期医療を担うかかりつけ医の必要性の周知や、地域の医療機関との連携が求められています。
- 特定健診は、勧奨や周知方法の工夫、がん検診との同時受診の効果等により受診率が向上していますが、疾病予防を推進するためには、更なる受診率の向上を促す必要があります。また、特定保健指導においては、更に参加率を増やすとともに、生活習慣や健診結果の改善につながっているかを評価する等、市民の健康づくりを支援していく必要があります。感染症対策としては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行を受け、関係機関と連携して感染症の発生・まん延を防ぐために、平成28(2016)年度に「狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しています。歯科口腔保健施策については、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患の早期発見や早期治療につなげるための支援を行う必要があります。



## 施策の方向性

### ★方向性1 健康意識の向上と支援

- 健康ポイント制度の更なる活用や各種啓発活動の推進等、生産年齢層をはじめとした健康への関心が低い層に対して継続的な活動を見据えた支援を行う等、健康意識の向上を図ります。また、民間企業等と連携した各種講座を開催する等、意識の醸成や知識の向上を図ります。
- 健康づくりの支援として健康相談、各種講座の充実や運動の機会の提供等を行うことで、ライフステージに応じた体力づくりや健康寿命の延伸を支援します。また、食を通じた健康への支援として、食に関心を持ってもらうためのきっかけづくりを支援し、食生活の改善を図るとともに、食を通じた地域における交流が図られる等、食育の輪を広げていきます。

### 方向性2 心の健康づくり

- 心を健康に保つために地域からの孤立を防ぐ等、地域におけるネットワークづくりを推進するとともに、気軽に相談できる体制の充実や地域での理解促進を促すための啓発・周知を行います。また、市民が自殺に追い込まれることがないように関係機関や関連施策との連携を図り、効果的に対応の段階に応じた適切な支援を行っていきます。



あいとびあセンター

### 方向性3 地域医療体制の充実

- 地域医療を担う医療機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関との連携により、病気の早期発見・早期治療に向けた支援を図ります。また、地域包括ケアシステムの推進に向けた医療と介護の連携の強化を図ります。
- 地域の医療機関で定期的な受診や健康管理ができるよう、かかりつけ医定着の促進を図ります。

### 方向性4 疾病予防対策の充実

- 健康に関する講座等の開催を通じて正しい知識の普及や意識の向上を促し、特定健診の受診率や特定保健指導の参加率の向上を図るとともに、疾病の早期発見につなげていきます。また、関係機関と連携して新型インフルエンザ等様々な感染症対策の着実な推進に取り組んでいきます。
- ライフステージ毎の特性を踏まえ、日常生活における歯科疾患の予防に向けた支援を行うとともに、関係機関と連携し、むし歯、歯周病等、歯の健康について適切な情報発信を行います。

#### ■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
健康こまえ21(第2次)	平成27～令和6年度
狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成28年度～
狛江市国民健康保険データヘルス計画	平成29～令和5年度
狛江市食育推進計画(第2次)	平成29～令和6年度
狛江市自殺対策計画	平成31～令和5年度

## 施策5－③ 高齢者への支援

### 目指す姿

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進み、高齢者が自分らしく生きがいをもって暮らすことができます。

### 施策体系

#### 5 いつまでも健やかに暮らせるまち

#### 施策5－③ 高齢者への支援

- 方向性1 支え合い体制の構築
- 方向性2 地域で暮らすための生活支援
- 方向性3 介護予防・生きがいづくり
- 方向性4 地域におけるアクティブシニアの活躍の推進

### 施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	地域活動に参加している高齢者の割合(%)	◆市民アンケート	38.2	42.0
2	65歳健康寿命(東京保健所長会方式)(歳)	65歳の人何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまで(要介護2)の年齢を平均的に表したもの	男性：82.98 女性：85.95	男性：83.20 女性：86.10

※施策指標2は、前年(1月～12月)での集計(現状値：平成29(2017)年、目標値：令和5(2023)年)になります。

## ■ 施策の現状と課題

- 地域包括支援センターの体制強化や介護支援専門員への支援、医療・介護を始めとした多職種連携の推進により、地域包括ケアシステムの構築が着実に進んでいるものの、一方で、高齢化の進展とライフスタイル等の変化に伴うニーズの増加・多様化が進んでおり、既存のシステムでは十分に対応できない部分も多く見られます。地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護保険制度の円滑な運営を進め、自立支援、介護予防、重度化防止の取組、ターミナルケア(終末期医療)の視点も含めた在宅医療と介護の連携の推進、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくり、住まいと介護サービス提供基盤の整備を継続して進める必要があります。特に認知症高齢者については、今後増加が見込まれることや、家族介護による心身の負担等が課題となっていることから、関係機関や地域と連携した、認知症高齢者とその家族への支援体制の構築が求められます。高齢者については、フレイル<sup>※9</sup>状態になりやすい傾向があり、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うため、一体的な実施の推進に取り組む必要があります。また、地域におけるボランティア人材等の介護人材の確保も課題となっています。
- 高齢化率の高い地域やその近隣に見守りも兼ねた相談窓口を開設する等、地域の見守り体制の整備を進めていますが、高齢者を見守りについては、関係機関や地域団体、市民、事業者等が一体となって行う総合的な体制の構築が求められます。孤独死や虐待、セルフネグレクト<sup>※10</sup>等は依然として発生しており、その抑制と支援の充実に向けて、多職種連携のもとで効果的な取組を実施していく必要があります。
- 生きがいを求める元気高齢者の増加に伴い、高齢者が活躍できる場のニーズはより高まっています。地域包括ケアシステムに求められる支え合いの地域づくりを進めるためにも、元気高齢者が地域で活躍できる仕組みづくりの構築を推進していく必要があります。また、多様化する社会ニーズに対して、高齢者の持つ様々な知識や技術を活用する等、より効果的な取組を展開していくとともに、社会参加に関心の低い高齢者への働きかけを行っていく必要もあります。

## ■ 施策の方向性

### 方向性1 支え合い体制の構築

- 地域における認知症の早期発見や支え合い、孤独死や虐待の防止を図り、認知症高齢者や要介護者等を含めた全ての高齢者とその家族が地域の中で安心して暮らすことができるよう、民間事業者等との連携も含めて見守り活動体制の充実を図るとともに、近隣や地域における団体と連携した暮らしを支え合う仕組みの構築を図ります。また、地域における介護や認知症等への理解が進むよう周知・啓発に努めます。

### ★方向性2 地域で暮らすための生活支援

- 地域包括ケアシステムを推進するために、地域における包括的な相談支援体制や地域包括支援センターの体制の充実等、関係機関との連携の強化を図ることで、認知症高齢者や要介護者等を含めた全ての高齢者を支えるとともに、高齢者の保健事業と介護予防の取組の一体的な実施に向けて、地域の医療関係団体等と連携を図ることで、地域全体で高齢者を支え、必要な支援が切れ目のなく提供される仕組みの構築を図ります。また、ボランティア人材等の介護人材の確保に向けた取組や介護サービスの充実等を図ります。



認知症予防講座

### 方向性3 介護予防・生きがいづくり

- 健康寿命の延伸に向けた介護予防、高齢者の生きがいづくりを支援するために、介護ボランティア制度、地域における活動団体への支援や育成等、地域貢献活動の充実や身近な場所での居場所づくりを進めるとともに、適切な情報発信を行い、社会参加を促していきます。

### 方向性4 地域におけるアクティブシニアの活躍の推進

- 地域で活躍できる高齢者を支援するため、関係機関と連携した体制づくりを進めます。また、地域の課題解決等、高齢者が経験や知識等を活かして様々な場で活躍できるよう、市民活動支援センター(こまえくぼ1234)の活用をはじめとした機会の提供やマッチング支援、地域活動へ参加しやすい仕組みづくり等を進めます。また、シルバー人材センターとの連携等、就労の機会の確保に努めます。

#### 【用語解説】

※9 フレイル：加齢により心身が老い衰えた状態のこと。

※10 セルフネグレクト：自己放任。日常生活に必要な生活活動をする気力や意欲を喪失し、自分の安全や健康が脅かされる状態のこと。

#### ■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
あいとびあレインボープラン(狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)	平成30～令和2年度

#### ■ 小・中学生のアイデア



- スロープやお年寄りが座れる(休憩できる)場所をつくる。
- 施設をつくる(楽しく過ごせる場所)。

## 施策5－④ 障がい者への支援

### ■ 目指す姿

必要な支援が適切に受けられ、障がいのある人もない人も互いに尊重し、地域の中で自分らしく暮らし続けることができます。

### ■ 施策体系

#### 5 いつまでも健やかに暮らせるまち

#### 施策5－④ 障がい者への支援

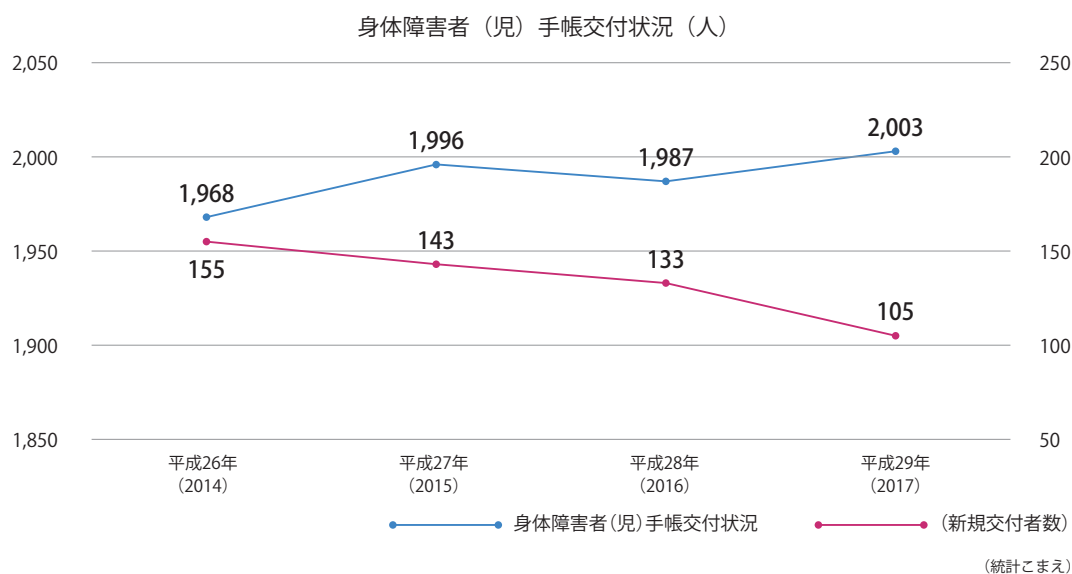
- 方向性1 地域で暮らし続けるための環境整備
- 方向性2 複合的な課題に対応できる相談体制の強化
- 方向性3 社会参加・就労の促進

### ■ 施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	共同生活援助の実利用者数(人)	共同生活援助の実利用者数	68	75
2	地域移行支援の実利用者数(人)	地域移行支援の実利用者数	5	10
3	新たに就労した障がい者の人数(人)	サポート(就労支援センター)の新規就職者数	33	36

## ■ 施策の現状と課題

- 平成28(2016)年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行される等、障がいを理由とした差別の解消に向けた取組や意識の醸成が進んでいます。障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、いきいきと暮らすためには、障がいのある人もない人も互いに尊重し、共に支え合いながら、自分らしく活躍できるよう支援していく必要があるとともに、障がい者の高齢化や重度化・重複化により、障がい福祉サービスの一層の充実が求められている一方で、地域における担い手の確保が課題となっています。また、障がい者の高齢化や重度化及び「親なき後」を見据え、地域で障がいのある人及びその家族が安心して生活するため、緊急時に速やかに相談することができ、住まいや居場所等の支援を行うことができる体制の整備が必要です。
- 障がい者の高齢化や重度化・重複化に加え、家族等の支援が必要な場合等、相談に対するニーズが高まってきていることから、包括的な相談体制の整備を見据え、複合的な課題に対して関係機関と連携を図ることのできる相談窓口について検討する必要があります。
- 日頃から障がいのある人と地域住民や地域活動団体とが交流する機会を増やすことで、互いの理解の促進や差別の解消を図り、虐待を防ぐとともに、障がいのある人を地域で支える地域づくりを進める必要があります。また、自立生活に向けた就労支援については、障がい者の雇用率は増加しているものの、依然として就労場所は不足しています。障がい者の就労を通じた社会参加の実現に向けて、企業等に対し、障がいのある人の雇用の促進、職域の拡大、職場への定着を進めるための支援を行う等、就労の場の拡大を図っていく必要があります。





## 施策の方向性

### ★方向性1 地域で暮らし続けるための環境整備

- 障がいのある人も地域の中で安心して自分らしく暮らし続けていくため、療育や特別支援教育等の充実も含めた地域における障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がいの特性に応じた効果的な情報発信を行います。また、地域におけるボランティア人材等の担い手の確保にも努めます。
- 地域の中で暮らし続けるために、地域全体で支えるサービス体制(地域生活支援拠点)の整備等についても推進していきます。

### 方向性2 複合的な課題に対応できる相談体制の強化

- 多様かつ複合的な問題に対して、関係機関や子育て・教育支援複合施設(ひだまりセンター)等の関係部署との連携を強化し、ライフステージや家族を含めてそれぞれの状況に応じて切れ目なく必要な相談が受けられる体制の整備を進めます。また、地域において安心して生活ができるよう、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を実施する基幹相談支援センターの設置を推進します。



障がい者通所施設における職員実習の様子

### 方向性3 社会参加・就労の促進

- 障がいのある人も社会の一員としていきいきと生活できるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、差別や偏見の解消を進めるとともに、外出支援や地域との交流を図るため、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進を図ります。
- 障がいのある人もない人も共に地域の中で交流や活動ができ、居場所が確保されるとともに、一人の主権者として社会参加できるよう特別支援教育の充実をはじめとした社会参加や就労を見据えた必要な支援を行います。また、障がいのある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、働く場や機会の確保に向けて、事業者や関係機関等との連携を図ります。



障がい者週間

#### ■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
あいとびあレインボープラン(狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)	平成30～令和2年度

#### ■ 小・中学生のアイデア



- バリアフリーを多くして不自由なく過ごせるようにする。
- 障がいの人でも過ごせるように、車いすが通れる場所や点字ブロックを増やす。

## 施策5－⑤ 生活困窮者への支援

### 目指す姿

子どもから高齢者まで、生活に困窮している全ての人が各々の状況に応じて必要な支援が受けられるとともに、安定した生活を送るためのセーフティネットのもとで、それぞれが一歩ずつ確実に自立に向かっていきます。

### 施策体系

#### 5 いつまでも健やかに暮らせるまち

#### 施策5－⑤ 生活困窮者への支援

- 方向性1 相談・支援体制の充実
- 方向性2 適性に応じた就労・自立への支援
- 方向性3 子どもの貧困の連鎖の防止

まちの姿5

いつまでも健やかに暮らせるまち

⑤

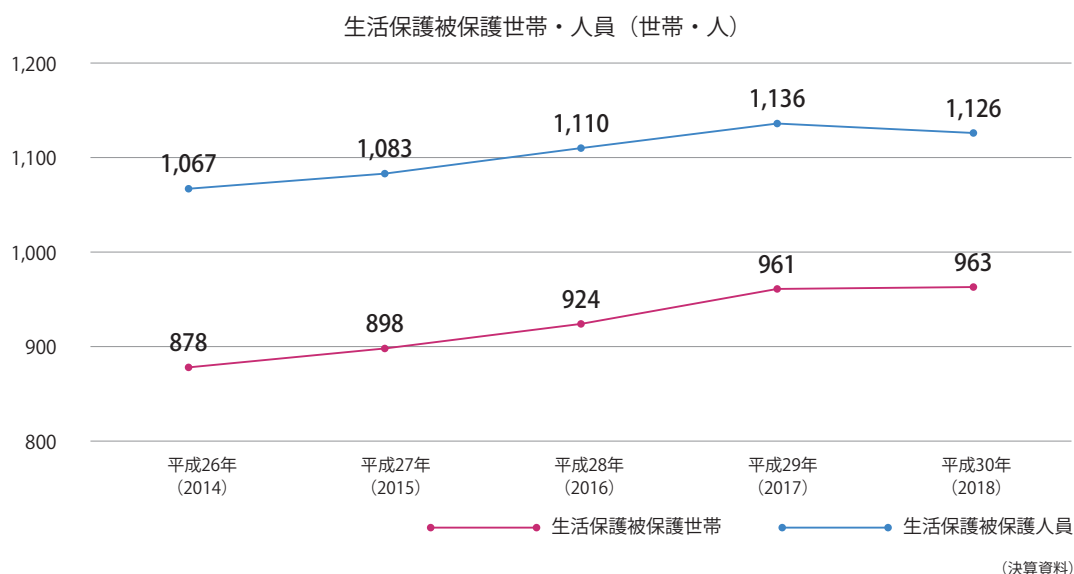
生活困窮者への支援

### 施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	就労支援対象者のうち、就労支援プランを作成し、就労・増収につながった人の割合(%)	就労支援対象者のうち、就労支援プランを作成し、就労・増収につながった人の割合	73.6	77.0
2	経済的自立により生活保護を廃止した世帯の数(世帯)	経済的自立により生活保護を廃止した世帯の数(計画期間内の累計)	—	115
3	生活保護受給世帯の小・中学生のうち、学力向上や進学に関する支援を受けている人の割合(%)	生活保護受給世帯の小・中学生のうち、学力向上や進学に関する支援を受けている人の割合	40.0	44.0

## ■ 施策の現状と課題

- 複雑化する社会状況の中、狛江市の生活保護世帯は、増加の一途を辿っています。金銭給付のみでは解決できない生活課題を抱えた被保護者が増加している等、問題が複雑多岐にわたることから、問題を的確に把握し支援につなげていくことが求められています。
- 生活保護受給者の支援に加え、平成27(2015)年度から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活に困窮している人に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立への促進を図っていますが、支援に当たっては、それぞれの状況に応じて自立を助長し、第二のセーフティネットとしての役割を果たしていく必要があります。
- ハローワークとの連携に加え、他の社会資源の活用を積極的に図り、就労に至るまでの支援を行っています。また、就労開始後も就労状況の聞き取りを行う等、就労継続を支援しています。今後も継続的な就労につながるよう、より一層計画的に支援を行っていく必要があります。
- 生活困窮者自立相談支援事業において、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金支給と、任意事業である就労準備支援事業に加え、平成28(2016)年度からは子どもの学習支援事業(任意事業)を実施し、生活困窮世帯及び被保護世帯の就学支援等の充実を図っています。子どもの学習支援事業においては、家庭訪問型の特性を活かし、それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。



## 施策の方向性

### 方向性1 相談・支援体制の充実

- 生活に困窮している人からの相談に対して、その状況を的確に把握することで、適切な支援へつなげられるよう相談体制の充実を図ります。
- 地域での見守り体制を推進することで孤立化を防ぐとともに、関係機関、関係部署との連携やアウトリーチにより、生活困窮世帯の早期発見につなげ、生活保護に至る前の段階から広く支援を行うことで問題の複雑化を防ぎます。また、NPOとの連携等により地域の中で様々な支援が受けられる仕組みづくりを進めます。

### 方向性2 適性に応じた就労・自立への支援

- それぞれの状況に応じた援助方針を作成するとともに、関係機関が連携して様々な支援を行うことにより、働く場の確保や自立を支援していきます。また、就労後についても計画的に定期訪問する等、状況を的確に把握し、寄り添った支援を継続的に行うことにより、それぞれの状況や適性に応じた自立への支援を行います。



相談の様子

### ★方向性3 子どもの貧困の連鎖の防止

- 子どもの学習支援事業においては、学習支援のみならず、生活困窮世帯の子どもやその家庭に対して生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援を実施する等、早期から次世代の子どもやその家庭への支援を行うことで、貧困の連鎖を防ぎます。また、フードバンクや子ども食堂をはじめとしたNPO等と連携し、子どもの居場所の確保や日常生活の支援を図ります。

